

## 教育厚生委員会 県内調査活動状況

1 日 時 平成24年6月1日(金)

2 出席委員(9名)

委員長 土橋 亨

副委員長 桜本 広樹

委員 臼井 成夫 清水 武則 望月 清賢 保延 実

前島 茂松 仁ノ平尚子 久保田松幸

欠席委員 なし

地元議員 (甲府市) 永井 学 議員 樋口 雄一 議員 飯島 修 議員

安本 美紀 議員

3 調査先及び調査内容

### (1)【衛生環境研究所】

○調査内容(主な質疑)

問) 土壌についてはどの部署で検査をするのか。

答) 衛生環境研究所資料4ページの環境科学部というところが、土壌を含めて全般的に検査をしている。

問) 土壌の検査について触れられていないので、資料の中にも説明を入れておいたほうが良いと思う。

答) 委員のおっしゃるとおり、衛生環境研究所において、土壌に関する検査・調査を行っているということも記載したいと思う。

問) 放射性物質検査について正しく理解したいので、幾つか伺う。

1つは食品などの測定のところだが、基本的には本県で生産されたものを検査しているという理解でよいか。

答) 資料5ページの検査実績は昨年度の数字である。資料にも書いてあるが、農政部、産

業労働部、森林環境部と共同してということで、基本的には山梨県で生産、またはとれるものの検査である。例えば、牛肉やきのこなども出荷する前に生産段階で検査した結果がこの資料に載っている。

衛生薬務課では食品衛生法に基づく法定計画で監視指導計画というものを定めているが、今年度からはこの監視指導計画に基づいて、一般的に市場に流通している、スーパーに流れている、または商店で売っているものについての検査も始めている。既に7検体を調べていて、年間100検体を考えている。

問) 昨年度、流通牛肉を1件調査している。新聞報道された件かとも思うが、その経過はどこかよそで問題になったということを受けて、例外的に流通について行った調査だと理解してよいか。

答) 委員のおっしゃるとおりで、福島等の放射線量の多い産地の牛が全国的に流通していたという問題の中の案件として調査をした。全国調査なので、少しレギュラー的な部分という扱い、側面もあるが、県民の安心・安全を確保するために、山梨県でもそういった流通しているものがどのくらいあるのか。実際消費されてしまったものは残念ながら検査できないが、残っているものについてはどの程度の放射線量があったかということの調査である。

問) 昨年度調べた501件の内訳が資料に出ている。どの辺を選ぶかということはとても大事だと思うが、検査するものをどこでどのように選定し、どう持ち込んでいるのかについて教えてほしい。

答) 農政部、産業労働部、森林環境部の部分については、よく承知していない部分があり答えにくい。

福祉保健部については、先ほど流通食品を100検体検査すると申し上げたが、これは抜き取り検査である。抜き取り検査なので、無作為に抽出してサンプリングするということである。

もう1つ、私どものところでは水道水の検査をしており、この4月中旬から5月中旬にかけて、1つの市町村につき概ね3ヶ所、全部で86ヶ所の水道水の検査をしている。市町村の水道事業者任せに選定した場所の蛇口からの水を検査している。

問) 1検体検査するのにどれくらいの時間がかかるのか。また、流通しているものが100検体加わるとなると、職員の負担はどれほどのもので、職員増などの手当てがなされているのか教えてほしい。

答) 検査1検体にかかる時間は、国の緊急検査の中で食品については2,000秒、つまり約33分、機械にかける時間を要する。

水の場合は流体なので専門の容器に入れてすぐに検査に入れるが、食品の場合、例えば食肉については肉をできるだけ細かく、様態としてはミンチ状にして、それを専門の容器、マリネリ容器といって概ね2キログラム入る容器だが、それに詰め込む。野菜だと細かく刻んで、容器にできるだけ密に詰める作業が前処理として必要である。

さらに、検体が汚染されていることも懸念され、汚染されている検体から汚染されていない検体に放射性物質が移ってしまう、コンタミネーションのおそれがある。そのため状況によっては、サーベイメーターという機械を使用して、検体が汚染されている可能性があるのかどうかというスクリーニング検査を前処理に先立って行う。

それらの時間を要するため、2,000秒を基準にして、検査には概ね45分から1時間かかると考えている。

人員の問題については、平成23年度において農政部、産業労働部、森林環境部それぞれからの検体が検査計画に基づいて当研究所に入ってきたが、検査要員について兼職発令をしていただいた。例えばお米などの農産品の検査の時は、農業技術センターの研究員が当研究所のゲルマニウムの機械を使って検査をした。産業労働部のワインについても同様に、工業技術センターの職員が当研究所に来て検査をしている状況である。現状では円滑に検査を行っている状況である。

問) 学校給食の食材について放射能検査を行うようになったと聞いているが、衛生環境研究所との関係はどのようになっているのか。

答) 学校給食の検査は教育委員会のスポーツ健康課で全体を調整しており、今現在も各学校、小中高を含めて約500くらいの給食を持ち回りで衛生環境研究所に持ち込んで検査をしている。それはゲルマニウム半導体分析装置という機械ではかっている。

教育委員会の所管なので説明しにくいところもあるが、7月中下旬以降にまた新しく別の簡易的な検査のできる機械を購入し、富士・東部保健所や中北保健所に設置して、給食の検査ができる体制を整えると聞いている。今現在は、少し簡単にはかれる機械の購入前ということで、衛生環境研究所で1施設1検体くらいずつの検査を予備的に行っていると聞いている。

答) 現状、1日6検体ということで、各市町村の給食部局からの持ち込みがある。総体として約500検体である。

現状は、当研究所に置かれたゲルマニウム半導体分析装置を用いて精密な検査を行っている。食材については、各市町村の給食関係の担当者に種類の選定を任しているという状況である。児童家庭課で緊急雇用した臨時職員3名が、当研究所でその検査業務に当たっている。

問) 福島第一原子力発電所の事故を受けての放射性物質検査について、ゲルマニウム半導体分析装置は文部科学省の委託事業で購入し、さらに追加して現在4台あるが、同じよう

な県規模で比較した場合、4台という数は適当なのか。4台にふえてはいるが、他の県に比べればまだまだ少ないのか。もし少ないのであれば、アクションを起こしてもらいたい。  
また、この機械を扱う技術者の補充、体制はどういう状況なのか伺う。

答) 他県の状況については、ゲルマニウム半導体分析装置が何台あるかなど照会をかけていたところだが、研究所として詳細情報はつかんでいない。

ゲルマニウム半導体分析装置の内訳は、2台が文部科学省委託の機械、残り2台が県における機械ということで、文部科学省の委託事業で入っている機械については環境に関わる試料を、残りの2台については食品、水に関する試料を検査するというすみ分けをしている。

現状、農政部、産業労働部、森林環境部、福祉保健部の検査計画に基づく検査の中では、円滑に動いている状況である。

実際に検査をする職員に必要な資格はなく、理化学系の基礎的な知識を持った者について臨時的な雇用もしていただいているが、日本分析センターの研修を受けて、これからの検査に当たる技術員の教育をしていく。



※説明・質疑の後、施設内の視察を行った。

## (2)【かえで支援学校 分教室】

### ○調査内容（主な質疑）

問) 普通の高校であれば修学旅行などがあるが、外に出て宿泊するとか、あるいは宿泊しながら社会との交わりを持つ機会はあるのか。

答) 2学年、3学年については、本校の生徒と基本的に同じ教育課程の枠組みの中で、林間学校、校内宿泊学習、修学旅行を協同で行なっている。すでに3年生については、この5月16日から18日まで修学旅行を実施したところである。1年生については、コース別に在籍しているので、1年生の校内宿泊学習については、本校と分教室でそれぞれ独自で取り組みを進めている。

今後、林間学校、修学旅行等の実施については、今までの経験を踏まえながら、基本的には本校と分教室が一体となった形での指導・運営に当たっていきたいと考えているところである。

問) 卒業後の就職先について、過去どのようなところに就職をされているのか。

例えば自営や企業など、具体的な就職先を知りたい。今度、園芸高校の跡地ということで、特別支援学校も少し考え方が変わってきているようだが、どのようなところに旧園芸高校のカリキュラムを使いながら、就職を伸ばしていこうとしているのか、その2点を聞かせてほしい。

答) 学校要覧の14ページに過去の卒業生の就職先が会社名として示してある。具体的には食品関係、例えばスーパーマーケットのバックヤード作業などに数名が就職している。

こちらの分教室へ来て旧園芸高校の施設を有効に活用するということが課題であるが、6月の中旬から現場実習を行なうことになっている。それについてはこれまでの食品関係の実習カリキュラムとあわせて農業関係の事業所等に実習をさせたい。ただ就業にどこまで結びつくかということは未知数だが、農業系の実習先や進路先も考えていきたい。

問) 農業の関係あるいは林業に対する担い手という位置づけも考えているのか。

答) 東日本大震災のことも踏まえて、被災地域で事業をされていた農業法人等が、だんだん山梨に場所を移して展開されるというような情報がある。そういったものも含めて情報収集しながら、進路開拓ができればと思っている。この農業法人との連携や高齢の農業生産者の補助的な形で就労できることも目指していきたいと考えている。

問) 資料4ページに現在分教室に通う生徒の総計は47人とある。2ページの下の一覧表の濃いブルーと薄いブルーの箇所の生徒が分教室に通う生徒の範囲かと思うが、そうすると下の二つ、濃いブルーのところだけですでに52人になるのだが、障害の程度はここに該当したとしても、分教室に来ない子どももいると考えられるが、本校に在籍していると理解してよ

ろしいか。

答) 推進室資料の2ページの表は平成22年度現在のデータである。

実際には対象となる生徒の数と異なっているところもあるが、現在の2年生、3年生の中には分教室の対象と思われる生徒が実際は本校に残っているケースもある。1年生の場合は、入試の段階で分教室を選択し在籍しているが、2年生、3年生は本来的には全校、東光寺の本校に通うということを前提とし入学をしている。したがって、分教室設置という学校の事情でこちらへの異動を理解していただいた経緯がある。しかし、分教室のグループに該当する生徒でも交通手段や、通学の問題等で若干本校に在籍している。それらの生徒については本校で分教室の生徒と同じような個別に配慮した指導に努めている。

問) もう少し通う生徒のことで教えてほしい。取得療育手帳の関係で人数が細かく出ているが、男女別についてはほぼ半数と考えてよいのか。

答) 学校要覧12ページに男女別の人数比がある。一般的に知的障害の子どもの出現率は男子が多いといわれているので、本校におけるその割合もその出現率に近いようになっていると思う。

問) 改修をされた時に、エレベーターやスロープなどが設置されている。いいことだと思うが、ただ、ここは軽度知的障害者の生徒が通うところで車いすの生徒はいないと思う。けがをした時の事などを考えてのバリアフリー工事だったのか。経過を教えてください。

答) こちらには多分車いすの生徒はいないと思うが、委員がおっしゃったようにけがをした場合や、また、こういった特別な施設なので障害をお持ちになった方が視察に来た際に、見学しやすいようにという配慮もあってエレベーターやスロープを設置したところである。

問) いつ使うか分からないので、そうやって常にバリアフリーっていうのがいいことだと思う。

最後に、先ほどの質問と重なるかもしれないが、実は私は2年前も教育厚生委員会に所属して、夏の県外調査で広島の支援学校に、しかも就職に力を入れているという学校を見せていただいた。その学校では月に一度、その学校の近くの企業の方との話し合いを定期的に行って、なんとか我が校の卒業生が就職できて継続ができるようにということで、それは熱心に企業の方との話し合いをしていた。地元スーパーであるとか、銀行であるとか、新しく障害者雇用をしようというところと精力的な話し合いを進めていた。

新しい職業実績コースの成果が出るのはまだ2年3年先のことと思うが、ぜひ、他県でも全国的にも障害を持っている子のキャリア教育というか、そういう芽が出ているところだと思うので、本県でもぜひ力を入れてほしい。見解があればお聞きしたい。

答) 委員からの御意見については、今後の進路指導の時に、学校と地域との関係性を高めていく中で取り組んでいきたい。



※説明・質疑の後、施設内の視察を行った。

### (3)【かえで支援学校】

#### ○調査内容（主な質疑）

問）最終的な因果関係はまだわかっていなが、先ごろ、てんかん発作によって交通事故を起こすということが問題になった。本校を卒業する中で、普通免許の取得ということについてはどのような指導や考えをお持ちか。

答）運転免許証については、在学中は取得を基本的には認めていない。能力的には免許取得という可能性のある生徒もいるが、安全面から現在のところ、取得はさせていない。今後、就労、就業に当たってそのような条件がさらに必要とされる生徒については、関係機関と相談しながら指導に努めていきたい。特に分教室のほうの対象の生徒に対してだと思うが、笛吹高校が所管している運転練習場等もあるので、それらの活用等も考えながら、基本は安全ということを念頭に検討していきたいと思っている。現在のところは取得を許可していない。



※説明・質疑の後、施設内の視察を行った。

以上